

## ○大津町道路認定基準

告示第 42 号  
平成31年3月27日

### (目的)

第1条 この告示は、町道の認定路線について必要な基準を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

### (認定の対象路線)

第2条 町道に認定する道路は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 町が町道とするために新設又は改築したもの
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）、その他関係法令に基づき施工され、町が引き継ぎを受けたもの
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第20条の規定に基づき協議が成立したもの
- (4) 国道及び県道でその供用が廃止されたもの
- (5) 私道で寄附を受けたもの
- (6) その他町長が町道として認めたもの

### (町道の認定基準)

第3条 前条の路線のうち法令で定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 路線は、原則として自動車交通可能な道路であること。ただし、町の道路整備計画として、当該路線の新設又は改築を行う確実な計画がある場合は、この限りでない。
- (2) 路線は、起点及び終点が公道に接続し、系統的で網を完結するものとする。
- (3) 道路の沿線に集落又は公益的施設があること。
- (4) 生活に直接密着した道路で、町長が諸般の交通事情及び公益的見地から、町道に認定することが必要と認められた道路

### (町道の構造条件)

第4条 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術基準は、原則として道路構造令によるものとし、道路の敷地及び形状は、次の各号に適応するものでなければならない。

- (1) 道路の幅員は、原則として4.0メートル以上あること。
- (2) 道路の交差点は、車両の通行に支障がないよう整備がなされていること。
- (3) 道路の側溝は、路面排水が可能な状態に整備がなされていること。
- (4) 路面は、不陸がなく、車両の通行に支障がないこと。

### (農道、里道等を含む路線認定)

第5条 農道、里道を含めた拡幅道路を申請により町道に認定する場合は、第3条及び第4条に定めるもののほか、当該道路敷地内で（農道、里道等の部分を除く。）新たに拡幅した個人所有に係る部分及び道路に付属する施設又は工作物が所有者全員の寄附の申出により、原則として、町に所有権移転登記ができるものでなければならない。

### (宅地造成地内の路線認定)

第6条 宅地造成地内の私道を町道に認定する場合は、第3条及び第4条に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 宅地造成地内の私道を町に寄附しようとする者は工事着手前に道路計画図(縮尺 500 分の 1 以上)により町と協議しなければならない。
- (2) 道路は、起点及び終点が公道に接続し、系統的で網を完結するものとする。
- (3) 道路敷所有者が、寄附申出書を町長に提出しなければならない。
- (4) 認定後、直ちに道路敷及び道路に付属する施設又は工作物が、町に所有権移転登記できるものであること。
- (5) 路面は舗装され、側溝排水系統の整備又は道路敷境界杭の設置等を完備していること。
- (6) 道路の構造や規格等は、別途規定する条件を備えたものであること。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。